

名古屋市使用済自動車解体業許可等申請手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第30号

名古屋市使用済自動車解体業許可等申請手数料条例の一部を改正する条例

名古屋市使用済自動車解体業許可等申請手数料条例（平成16年名古屋市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「4,000円」を「5,000円」に改め、同条第 2 号中「3,000円」を「4,000円」に改め、同条第 3 号中「5,000円」を「6,000円」に改め、同条第 4 号中「4,000円」を「5,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年10月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市使用済自動車解体業許可等申請手数料条例第 2 条第 1 号から第 4 号までの規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。